

介護予防訪問介護・訪問介護契約書

〇〇 〇〇 様（以下、利用者いう）と訪問介護いつくしま（以下事業所という）は事業者が利用者に対して行う介護予防訪問介護及び訪問介護（以下「訪問介護」という）について、次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は 令和 〇 年 〇 月 〇 日 から利用者の要介護認定または、要支援介護認定（以下「要介護認定等」という）の有効期間満了日までとします。
- 2 契約の満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合契約は自動更新されるものとします。

第3条（訪問介護計画書）

事業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「介護予防サービス計画書」または「居宅サービス計画書」（以下、「ケアプラン」という）に沿って「訪問介護計画書」を作成します。

第4条（訪問介護の内容）

- 1 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は「訪問介護計画書」に定めた通りです。事業者は「訪問介護契約書」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明し、同意を得ます。
- 2 事業者は、サービス事業者を利用者の居宅に派遣し、「訪問介護契約書」に沿ってサービスを提供します。
- 3 第2項のサービス事業者は、介護福祉士または訪問介護員養成研修1～3級、介護職員初任者研修を終了した者です。
- 4 「訪問介護計画書」が利用者との合意を持って変更され、事業所が提供するサービス内容または、介護保険の適用の範囲が変更となる場合は、利用者の承諾を得て新たな内容の「訪問介護計画」を作成し、それを持って訪問介護の内容とします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、サービスの実施記録を作成することとし、この契約終了の2年間保存します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として、【契約書別紙】に定める利用単位ごとの料金に計算された、月ごとの合計料金を支払います。
- 2 事業者は、当月料金合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計金額を翌月末日までに口座引き落とし又は集金方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、電気、ガス、電話の費用を負担します。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供開始までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者は、事業者に対して、サービス提供開始までに通知することなく、サービスの中止を申し出た場合、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書】に定める料金を請求することができます。この場合の料金は、第6条に定めるほかの料金の支払いと合わせて請求致します。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1か月前までに文章で通知することにより利用単位ごとの料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別表】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を了承しない場合、事業者に対し、文章で通知することにより、この契約を解除することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、1週間の予告通知をおいて文章で通知することにより、この契約は解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内でもこの契約を解除することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月の予告期間をおいて理由を示した文章で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 3 次の理由に該当した場合は、利用者は文章で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由もなく、サービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業所が破産した場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金が2ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず15日以内に支払われない場合
- ② 利用者または、その家族が事業者やサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの重要な背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入居した場合。但し、1年以内に利用者が介護保険施設を退所し、再び居宅において日常生活を営む状況になった場合は、利用者と事業者の双方の合意により契約の継続が出来るものとします
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援認定となった場合。但し、1年以内に利用者が再び要介護認定となった場合は、利用者と事業者の双方の合意により契約の継続ができるものとします
- ③ 利用者が死亡、若しくは被保険者資格を失った場合

第10条（秘密保持）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持は契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に被害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師、救急隊、ご家族等の緊急連絡先、介護支援専門員（ケアマネジャー）、管理者へ連絡を行い、必要な措置を講じます。

第13条（身分証明の携帯義務）

サービス従事者は、常に身分証明書を携帯し、初回訪問時及び利用者や又は利用者の家族から提示を求められた場合には、いつでも身分証明書を提示します。

第14条（連携）

- 1 事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護予防支援担当者、介護支援専門員（以下、「ケアマネジャー等」という）および保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 2 事業者は、ケアマネージャー等より依頼があった時に、この契約書の写しをケアマネージャー等に送付します。この時には、利用者もしくは当該家族の同意を得ます。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合、またはこの契約が終了した場合、あるいは第9条2項または、4項に基づいて解約通知をする場合、事前にケアマネージャー等に連絡します。

第15条（苦情相談）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、広島地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

以上の契約を証するため、本書の2通を作成し、利用者、事業者双方が署名のうえ、1通ずつ保有するものとします。

【契約年月日】

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(事業者) 法 人 名 : 株式会社 いくくしま

住 所 : 廿日市市大野299番地1

事 業 所 名 : 訪問介護いくくしま

住 所 : 廿日市市大野299番地1

管 理 者 名 : 岡本 咲良

電 話 : 0829-50-2250

事 業 所 番 号 : 3472701311

サービス提供責任者 :

(ご利用者)

住 所 :

お名前 :

(署名代行)

住 所 :

お名前 :

(ご家族)

住 所 :

お名前 :

(利用者との続柄 :)

重要事項説明書（訪問介護・介護予防訪問介護）

1、事業所の概要

事業者（法人名）	株式会社いつくしま	法人種別	株式会社
代表者	代表取締役 岡本 積		
所在地	住所 〒739-0488 広島県廿日市市大野 299 番地 1		
電話番号	電話番号：0829-50-2250 FAX 番号：0829-50-2251		
事業内容	訪問介護事業所		
法人の沿革	会社設立年月日 平成 25 年 11 月 18 日		
法人が所有する 事業所の種類・数	サービス付高齢者向賃貸住宅、訪問介護、訪問看護ステーション 各 1 事業所ずつ		

2、事業所の概要

事業所の名称	訪問介護いつくしま
所在地 電話番号	住所 〒739-0488 広島県廿日市市大野 299 番地 1 0829-50-2250
事業所番号	3472701311
指定日	平成 26 年 3 月 1 日
管理者名	岡本 咲良
事業の目的	事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員等が適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の訪問介護員等は、要介護者や要支援者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行う。 指定介護予防訪問介護の事業は利用者の心身機能回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健確保・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
自己評価の実施状況	半年～1年に1回行う
研修の実施	随時、行う。

3、事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	資格等	業務内容
管理者	1		介護福祉士	介護従事者及び業務の管理
サービス提供責任者	1	1	介護福祉士	利用調整、技術指、入浴、排泄、食事
訪問介護員		22	介護福祉士 実務者研修修了者 (旧ヘルパー1級) 初任者研修終了者 (旧ヘルパー2級) 正看護師・准看護師 訪問介護 A	入浴、排泄、食事等 生活全般の援助

4、事業実施地域

実施地域	廿日市市（旧佐伯地域、旧宮島町地域、旧吉和地域を除く）
------	-----------------------------

※上記地域以外でもサービスを実施する場合があります。

※上記地域内では交通費はサービス料金に含まれています。

5、営業日時

営業日	月曜日～日曜日
営業時間 年末年始・夏季休業	9時～18時（サービス提供可能時間） 8月13日～8月15日／12月30日～1月3日
年末年始・夏季休業中の 緊急連絡先	24時間連絡可能

6、サービスの内容

(1) 訪問介護計画書に基づき、次のサービスの項目について、訪問介護サービスを実施いたします。

事前チェック	顔色・発汗の観察など
記録など	環境整備、助言相談、話し相手、記録など
身体介護	排泄介助：トイレ介助、ポータブルトイレ介助、尿器介助、パット交換、オムツ交換、排尿・排便の回数・性状の観察など 食事介助：全介助、一部介助、水分補給、量の観察、刻み食、つぶし食、食事量・食事内容の観察記録など 身体保清：洗面、整容、清拭（全部、一部）、洗髪、爪切り、全身浴（入浴、シャワー浴）、部分浴（手・足・陰部・臀部）、口腔ケア、更衣介助など 移動介助：体位変換、移乗介助、移動介助、通院、外出介助など 起床就寝：起床介助、就寝介助 服薬介助：服薬介助・確認、薬の塗布など 自立支援：共に行う（調理・家事・買い物など）、入浴・更衣・移動時等の自立への声掛けと見守り、意欲・関心の引き出しなど
生活援助	清掃：居室、浴室、トイレ、ポータブルトイレ、廊下、寝室、玄関、ごみ出し 洗濯：洗濯、乾燥（物干し）、取り入れ・収納、アイロン 寝具：シーツ・カバーの交換、布団干し、ベッドメイク 調理：調理、下拵え、配・下膳 買物等：日用品等の買物、薬の受け取り
退室時の確認	火元、電気、水道、戸締り等のチェック

※生活援助は身体介護以外の、掃除・洗濯・調理などの援助を指しますが、次のような行為は生活援助に含まれません。

- ① 商品の販売、農作業等の生業の援助的な行為
- ② 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

※公共交通機関、一般のタクシーを利用する外出介助については、身体介護の移乗・移動介助サービスになります。

※介護予防サービスは身体介護・生活援助の区分なしに要支援の程度毎に月単位の定額費用でサービスを提供いたします。

(2) このサービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、となるようにサービスを適切に提供いたします。

(3) サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすいように説明します。もし、わからないことがあればいつでも担当職員にご質問ください。

(4) 職員は身分証を携帯しておりますので、必要な場合はいつでも、お求めください。

7、サービス提供の流れ

訪問介護提供の統一した流れは以下の通りです。

訪問介護受付	利用者又は、介護支援専門員の来所又は、電話による訪問介護の利用の受付 利用者又は、介護支援専門員の来所又は、電話による訪問介護の利用の受付
契約・承諾	担当サービス提供責任者による訪問日時の調整 介護保険制度利用についての説明 訪問による契約書・承諾書等の契約・承諾 契約の有効期限は認定期間終了日までです。但し、更新を受け要支援・要介護状態であり、利用者から申し出がない場合は、自動的に更新されます。
訪問時の挨拶	利用者在宅の確認、利用者の状態観察、介護意思の確認、介護内容の確認、医療サービスの把握、福祉サービスの把握、前回実施した介護の記録内容の把握
アセスメント	本人・家族の状態把握、心身機能の評価、介護不安等の主訴、特別事項の確認、利用者の希望する曜日、時間の確認
訪問介護計画書作成と承諾	担当する居宅介護支援事業者の確認と登録 居宅介護支援事業者の居宅サービス計画書との照合と調整 訪問介護計画書の作成と承諾、訪問介護手順の作成と承諾
連携調整	利用者を担当する居宅介護支援事業者との連携調整 利用者を担当する居宅介護支援事業者との連携調整 必要に応じ医療機関・福祉機関との連携調整 主たる介護者との連携調整
派遣調整	担当となる訪問介護員の調整 担当となった訪問介護員への介護内容の説明と確認
オリエンテーション	利用者宅にサービス提供責任者ならびに、訪問介護員が訪問し介護手段を説明しながら介護の提供を開始
介護開始	※利用者が介護中に急変した場合は救急車を呼ぶなど、救急対応を行う他、事業所や緊急連絡先へ連絡します
モニタリング	担当サービス提供責任者がおよそ1ヶ月に1度訪問して提供している介護内容を調査 本人の心身の状態、家族の状況、介護程度、訪問介護員の質・提供の調査
訪問介護計画の変更	モニタリングにより、変更が必要と判断した場合は担当する居宅介護支援事業者に連絡し介護内容の変更の依頼申請 訪問介護計画書を修正し、利用者ならびに家族への説明と承諾
変更調整	訪問介護計画の変更に伴い訪問介護員の調整
訪問介護受付の終了	居宅サービス計画、訪問介護計画の達成により終了の手続き 利用者又は、家族の希望により契約を解約することによる終了

8、サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他の交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することはあります。

訪問介護員を交替する場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

ご契約者は「6. サービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することは、できません。

②サービス実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

但し、事業者はサービスの実施にあたって、利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施のために必要となる備品等及び水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者にご負担いただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合にはサービス内容の変更を行います。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次の該当する行為は行いません。

①医療行為または医療補助行為

水銀体温計・電子体温計などによる体温測定、自動血圧測定器による血圧測定、パルスオキシメーターの装着、軽微な切り傷、擦り傷、やけどの処置・医薬品の使用の介助（軟膏塗布（褥瘡の処置を除く）、湿布、点眼薬、一包化された内服薬内服、坐薬挿入、鼻腔粘膜への薬剤噴霧）・爪切り、爪やすりがけ、口腔内刷掃、耳垢除去・ストーマー装具のパウチに溜まった排泄物を捨てること（肌に密着したパウチの取り換えを除く）・自己導入カテーテルの準備、体位保持・市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器を用いての浣腸は除きます。

- ②利用者もしくは、その家族からの物品等の授受
- ③利用者の家族等に対するサービスの提供
- ④ 飲酒及び喫煙
- ⑤ 利用者もしくは、その家族等に関して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他、利用者もしくは、その家族等に行う迷惑行為

(6) 貴重品の一時保管について

鍵等の貴重品については原則としてお預かりしません。但し、サービス提供において支障がある場合、保管目的等の協議の上、「預かり書」をお渡しし一時保管させていただくことがあります。保管の場合は特定の場所に保管し、訪問介護員個人は保管しません。

9、利用料金

介護保険を利用する場合の自己負担は、原則として基本料金の一割です。但し、介護保険の給付の限度額を超えた部分にかかるサービスは全額自己負担になります。任意契約による訪問介護は、全額自己負担となり、個別利用料金は別紙に記載させていただきます。